

令和8（2026）年度
八戸市「とりの木沢公園官民連携型整備事業」
トライアル・サウンディング調査
《募集要項》

とりの木沢公園官民連携型整備事業について

とりの木沢公園官民連携型整備事業（以下、「本事業」とする。）は、西白山台地区に位置する未整備の近隣公園である「とりの木沢公園」において、地域課題の解決に資する公園の新規整備および活用を図るものです。

＜ 目 次 ＞

1. 実施目的	2
2. トライアル・サウンディングの意義	2
3. 募集スケジュール	2
4. 募集要件	3
(1) 実施場所	3
(2) 募集する提案内容	3
(3) 募集期間及び実施期間	5
(4) 質問受付	5
5. 手続き等の流れ・参加申込方法	6
6. 参加資格条件等	7
(1) 対象者	7
(2) 役割分担	7
(3) 除外条件	7
7. 審査・決定	8
8. 利用	8
(1) 利用の開始	8
(2) 利用中止	8
(3) 使用料等	8
9. 実施状況の確認及び報告等	8
(1) 実施状況の確認	8
(2) 実績報告等	8
10. 留意事項	9
11. 申し込み先・連絡先	10

1. 実施目的

八戸市は、西白山台地区に位置する未整備の近隣公園である「とりの木沢公園（以下、「本公園」という。）」において、地域課題の解決に資する公園の新規整備および維持管理運営を推進するため、官民連携事業による施設整備（Park-PFI制度、指定管理者制度の活用）を検討しております。

本トライアル・サウンディングは、民間事業者のみなさまに本公園を暫定的に利用していただき、提案事業を試験的に実施する機会を提供することで、官民連携事業に関する市場性、事業性、ニーズ、事業化に向けた課題を把握し、具体的かつ実現性の高い整備方針の立案に結び付けるとともに、本公園における官民連携事業の公募への参画を促すことを目的とします。

2. トライアル・サウンディングの意義

トライアル・サウンディングの意義は、以下のとおり。

八戸市の意義	・事業の具体化に向けた集客性・採算性を確認 ・民間事業者の視点での「公園の利用しやすさ」、「利用者動線」等のニーズや課題を把握し、整備方針や公募条件に反映 ・民間事業者の提案内容と本公園の相性を事前に確認 ・今後の官民連携事業の導入に向けた機運の醸成
民間事業者の意義	・事業公募前に市民ニーズ、立地、利用しやすさ、採算性等の確認 ・事業公募時の参加判断材料の確認 ・トライアル・サウンディングで得た知見を八戸市と共有することで、条件面を含めた官民の意識の違いを解消

3. 募集スケジュール

項目	日程
募集期間（申込受付）	令和8年8月6日（木）から8月31日（月）まで
質問受付	令和8年8月6日（木）から8月31日（月）まで
質問回答	随時、八戸市 HP で公表
事業者決定通知	令和8年9月9日（水）※1
実施期間	令和8年9月26日（土）、9月27日（日）、 令和8年10月3日（土）、10月4日（日） ※2
実施報告・ヒアリング協力等	暫定利用終了後10日以内

※1 決定を受けた事業者であっても、「行政財産目的外使用許可」を取得すること。取得できない場合には、事業の実施は不可とする。

※2 実施期間の内、希望する日に実施

4. 募集要件

(1) 実施場所

とりの木沢公園内（面積：約2.0ha）

※提案の内容を基に八戸市と協議の上、詳細な実施区域を決定します。



図 実施範囲図（赤枠内）

(2) 募集する提案内容

本公園整備地を暫定的に利活用して、民間事業者の自らの事業や新規事業に対する市民ニーズの把握や採算性の確認などについて、イベント開催を通じて、知見を得られるような取り組みを募集します。

（他都市事例：キッチンカーイベント、朝市イベント、遊び場イベント、ヨガなどの健康イベントなど）

ただし、提案内容は、以下の【必須要件】の全てに該当する必要があります。

また、本公園が目指す以下の＜とりの木沢公園の整備方針・コンセプト＞を参考とし、自由な提案を求めます。

【必須要件】

- ① 当該財産の適切な管理及び周辺環境に支障を及ぼすことなく、かつ、公益及び風致を害するおそれがないこと。
- ② 利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- ③ 飲食施設等の場合は、関係法令及び保健所等の指導に基づいた内容であること。
- ④ アクティビティ等の場合は、撤去可能な仮設物に限る。

- ⑤ 確実に実施できる利用内容とする。
- ⑥ 実施にあたって市の財政負担を求めるものではないこと。
- ⑦ 以下の活動や行為に該当しないものであること。
 - 政治的または宗教的活動
 - 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
 - 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
 - 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する指定暴力団等の活動
 - 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
 - 売名行為、宣伝・募金活動等の行為
 - その他、市がとりの木沢公園の目的との関連性が低い又は本事業の目的と外れると判断する行為

<とりの木沢公園の整備方針・コンセプト>（参考）

- ・官民連携を導入した賑わいを創出する公園づくり
- ・プロスポーツと連携したスポーツ広場（3×3バスケットコート等）の運営
- ・スポーツ・朝市等の利用者のための賑わい交流拠点施設（大型シェルター等）の活用
- ・八戸市の朝市会と連携したマルシェ広場及び駐車場の運営 ・地域の多様な主体が参加する公園運営（イベント広場活用）
- ・斜面地を活用したBBQサイト等のアウトドア空間の創出

(3) 募集期間及び実施期間

【募集】

令和8年8月6日（木）から令和8年8月31日（月）【期間中随時受付】

【事業者決定の通知】

令和8年9月9日（水）

【実施】

実施期間：令和8年9月26日（土）、9月27日（日）、10月3日（土）、10月4日（日）のうち、
希望する日

実施時間：9:00 から 18:00 までの時間帯

※上記のほか、準備・撤収に係る期間は、提案の内容を基に八戸市と協議の上、最終決定とする。

(4) 質問受付

令和8年8月6日（水）から令和8年8月31日（月）【期間中随時受付】

① 質問方法

トライアル・サウンディングに関する質問は所定の様式に必要事項を記入の上、「11. 申し込み先・連絡先」までメールにて送付してください。

② 回答方法

質問事項の回答は、随時八戸市ホームページ等で公表します。

5. 手続き等の流れ・参加申込方法

トライアル・サウンディングの手続き等の主な流れは次のとおりです。提出時期に応じて、以下の書類を提出してください。

(1) エントリー	
利用希望者は、右記3点の提出書類をメール(「11. 申込先・連絡先」記載のメールアドレス)までご提出ください。 ※【様式2】: 共同事業体での応募の際は、企業毎に作成 ※【様式3】: 共同事業体での応募の際は、各企業の構成がわかる資料を添付	提出書類
	【様式1】 参加申込書 【様式2】 法人等概要書 【様式3】 事業提案書
(2) 参加申込書等の確認	
事務局は、提出書類等に記載する提案内容がトライアル・サウンディングの目的に適合するか確認します。	提出書類
	-
(3) 提案審査・審査結果の通知	
提出書類に基づき、公共施設等を所管する課等において審査を行い、その結果を利用希望者に通知いたします。通知を受けた利用希望者は、市と協議の上、「行政財産目的外使用許可申請書」を提出ください。 許可を受けた利用希望者は、許可書に記載された使用目的のとおりに公共施設等を使用し、事業を実施することができます。 ※決定を受けた事業者であっても、「行政財産目的外使用許可」を取得すること。取得できない場合には、事業の実施は不可とする。	提出書類
	【様式4】 行政財産使用許可(申請)書
(4) 暫定利用(トライアル・サウンディング)の実施	
利用希望者は、提案内容を踏まえ、許可書に記載した条件に基づいて暫定的な利用を行います。また、利用期間中に実施状況を確認する場合があります。利用期間中は「行政財産目的外使用許可書」を携行するようにしてください。	提出書類
	-
(5) 実施報告書等の提出	
利用希望者は、暫定利用終了後、10日以内に右記の書類を提出してください。利用実績等は、ホームページ等で公表する場合があります。	提出書類
	【様式5】 実施報告書

6. 参加資格条件等

(1) 対象者

トライアル・サウンディングにより暫定利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、「4. 実施要件」における「(2) 募集する提案内容」を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人または任意団体とします。

※個人の応募はできません。また、業種、業態は問いません。

(2) 役割分担

利用希望者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員及び役割分担を明確にしてください。

(3) 除外条件

次のいずれかに該当する利用希望者は、トライアル・サウンディングに参加することができません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）

イ 暴力団の構成員等の統制下にある法人その他の団体

ウ 法人等の代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等

カ 応募の日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、八戸市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱による指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人等

キ 最近の2年間に於いて、法人税、所得税、本店所在地の法人市民税、市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人等（徴収猶予を受けているときは滞納していない者とみなします。）

ク 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体）

ケ 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）

7. 審査・決定

提出書類に基づき、公共施設等を所管する課等において審査を行います。「4.実施要件」から提案内容が実施要件に該当しない場合や、逸脱していると判断する場合等は、審査対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。

審査の結果、暫定利用可能となりましたら、事業者決定通知を送付いたします。決定された利用希望者は、実施内容の詳細について市と協議の上、「行政財産目的外使用許可申請書」を提出ください。

許可書の交付を受けた利用希望者は、許可書に記載された使用目的のとおり公共施設等を使用し、事業を実施することができます。

審査には時間を要する場合がございますので、期間に余裕をもって応募してください。また、審査に伴い本市がヒアリングを求めた場合は協力してください。

8. 利用

(1) 利用の開始

許可書を交付された者は、申請書類及び許可書に記載した内容に基づき利用を開始することができます。

(2) 利用中止

申請内容に反する行為や本トライアル・サウンディングの目的から逸脱した行為があった場合、又は災害対応等により本市が施設を使用せざるを得なくなった場合は、利用を中止することがあります。また、許可期間において、民間事業者の事情により許可場所を使用しないこととなった場合には、「11.申し込み先・連絡先」の窓口までご連絡ください。

(3) 使用料

本トライアル・サウンディングでは、使用に係る使用料は原則として免除します。

9. 実施状況の確認及び報告等

(1) 実施状況の確認

暫定利用期間中において、本市が実施状況を確認する場合があります。

(2) 実績報告等

暫定利用する者は、暫定利用期間終了後10日以内に、本市に対して実績報告書を提出するとともに、本市がヒアリングを求めた場合は、これに応じてください。

本市からのヒアリングでは、トライアル・サウンディングの効果検証を目的に、利用者の属性（年代、性別など）、利用者数、売上金額、事業実施に要した費用等を確認させていただきますので、暫定利用にあたり記録を行ってください。

10. 留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成および提出、事業実施に係る費用（ゴミの回収も含む）は、利用希望者の負担とします。

(2) 責任及びリスク分担の考え方

利用希望者が実施する提案内容については、利用希望者が責任を持って遂行してください。

当該提案内容に伴い発生するリスクやトラブルについては、原則として利用希望者が負うものとします。事故発生時に十分な対応ができるよう、必要に応じて賠償責任保険などの適切な保険の加入を行ってください。

(3) 原状回復

使用したエリアについて、市が必要と判断した場合に限り、利用希望者の負担において原状回復を行うこととします。

(4) 提出書類の取り扱い及び特許権等

ア 著作権の取扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

イ 無断使用の禁止

利用希望者の提出書類は、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。

ウ 特許権等による責任負担

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権および商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

(5) 法令等の順守

提案にあたっては、事前に事業者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令不適合のリスクは事業者に帰属することとします。

ア 飲食物を販売する場合には、食品営業許可申請（露店営業）など、食品衛生法に基づく許可を取得してください。

- イ 火気器具を使用する場合は、利用希望者において消防署への届出を行い、利用場所での消火器の準備などを実施してください。

11. 申し込み先・連絡先

八戸市 都市整備部 公園緑地課（担当：若江^{わかえ}、曾我^{そが}、下枋^{しもとちたな}）
電話：0178-43-9437（直通）※土曜・休祝日除く
E-mail：koen@city.hachinohe.aomori.jp